

# ニュージャージー日本人学校 P T O 会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、ニュージャージー日本人学校 P T O (THE NEW JERSEY JAPANESE SCHOOL PTO) (以下「本会」という)と称し、本部をニュージャージー日本人学校（以下「本校」という）内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は、会員相互が協力して、家庭や学校ならびに地域における児童・生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

## 第3章 活動

第3条 本会は、第2章第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 家庭と学校と地域社会との連携を図り、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努める。
2. 学校行事への協力の推進に努める。
3. 学校教育環境の整備と充実に努める。
4. 児童・生徒の生活指導に関する協力に努める。
5. 会員および児童・生徒の福祉増進に努める。
6. 会員相互が教養を高めるとともに親睦に努める。
7. その他、本会の目的を達成するために必要な活動に努める。

## 第4章 活動方針

第4条 本会は次の方針に基づいて運営する。

1. 本会は、教育を本旨として、民主的自主的に活動する。
2. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる個人や団体の支配、統制、干渉も受けない。
3. 本会は、営利的、宗教的および政党的な活動は行わない。
4. 本会は、学校の教育活動の進展には協力するが、学校の教育方針や学校教育の管理、教職員の人事には干渉しない。

## 第5章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者
2. 本校に勤務する常勤の教職員

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第7条 会員は、第13章第39条に定める会費を納入する。

## 第6章 役員

第8条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 顧問 1名（校長）
3. 副会長 2名（内1名は教頭）
4. 会計 2名（内1名は会長が兼務する）

5. 書記・広報 1名
  6. 厚生 2名
  7. 会計監査 1名 (前年度会計が任務することを原則とする)  
但し、PTO会員の構成上、上記を満たすことが困難な場合は、役員数に例外を設けることとする。
- 第9条 役員の任期は1年とし、次年度の役員が総会で承認されるまでとする。  
なお、会長は次年度以降の役員ならびにバス委員を免除する。ただし、立候補は妨げない。
- 第10条 役員の選出は次の方法によって行われる。
1. 顧問および副会長（教頭）ならびに会計監査を除く役員は、初等部は2学年ごと各1名、中等部は各学年ごと1名を互選し、定期総会において承認を得る。  
但し、PTO会員の構成上、上記を満たすことが困難な学年は、例外を設けることとする。
  2. 役員が欠けた場合は、三役会で会員の中から候補者を選考し、役員会の承認を得て、欠員の補充をすることができる。ただし、補充役員の任期は、残任期間とする。

- 第11条 役員は、必要に応じてお手伝い係を置くことができる。
1. お手伝い係は、役員の指名により選出し、役員が委嘱する。
  2. お手伝い係の任期は1年とする。
- 第12条 役員の任務は次の通りである。
1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会および三役会、役員会を主催する。
  2. 顧問はすべての機関に出席し、意見を述べることができる。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
  4. 会計は本会の金銭の収支を記録し、必要に応じ会計報告する。
  5. 書記は総会、役員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し、必要に応じて会員に報告する。また、三役会の議事は三役にて記録し、必要に応じて会員に報告する。
  6. 広報はPTO会報の発行を担当する。
  7. 厚生は福祉、厚生および会員相互の親睦に関する統括する。
  8. 会計監査はその年度の会計を監査し、定期総会においてその結果を報告する。

## 第7章 機関

- 第13条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
  2. 三役会
  3. 役員会
  4. 学級会

## 第8章 総会

- 第14条 総会は全会員で構成する。
- 第15条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第16条 定期総会は年1回、4月に会長がこれを招集し、次の事項を審議または承認する。

1. 前年度事業、会計決算、会計監査の報告
2. 新年度役員選出
3. 新年度事業計画、予算案
4. その他役員会で必要と認める事項

非常事態等、会員が一堂に参集できない場合は、書面による審議（書面総会）とし、電磁的方法（Web投票）にて決議することができる。この場合、各会員は議案に対する賛否を議決権行使書に記載し提出する。

第17条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員（家庭数）の5分の1以上の要請があったとき、会長がこれを召集する。

第18条 総会は、会員（家庭数）の過半数の出席をもって成立する。ただし、定足数は委任状をもって充足することができる。

書面総会は、会員（家庭数）の過半数の議決権行使書の提出をもって成立する。

第19条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

書面総会における電磁的方法（Web投票）による決議は、議決権行使書による過半数の同意を必要とする。ただし、議決権行使書の未提出及び白票は賛成に含むものとする。

## 第9章 三役会

第20条 三役会は会長、副会長および会計で構成する。

第21条 三役会は原則として毎月1回、会長が招集し、これを行う。

第22条 第21条の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合には臨時にこれを行うことができる。

## 第10章 役員会

第23条 役員会は会計監査を除く役員で構成する。

第24条 役員会は原則として毎月1回、会長が招集し、これを行う。

第25条 第24条の規定に関わらず、会長が必要と認めた場合には臨時にこれを行うことができる。

第26条 役員会は、次の事項を行う。

1. 本会の基本方針および運営に関する事項の審議・決定
2. 総会に提出する議案ならびに報告書の作成
3. 既決事項に関する業務の処理
4. スクールバス委員会との関連事項の処理
5. 補正予算の審議・決定
6. その他緊急に生じた重要事項の処理

## 第11章 学級会

第27条 学級会は該当学級の会員および担任教諭で構成する。

第28条 該当学級の会員の互選によりクラスペアレント（1名）を選出する。

なお、当該学年に役員がいる場合は役員が兼任する。

第29条 学級会は会長および顧問の承認のもとクラスペアレントがこれを招集する。

第30条 学級会は、次の事項を行う。

1. 学級にかかる P T O 活動について協議する。
2. 学校および担任教員と保護者の連絡にあたる。

第31条 クラスペアレントは協議した主たる内容を役員へ報告する。

## 第12章 会計

第32条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第33条 本会の財産は第2章第2条の目的のために使用する。

第34条 本会の経理は総会によって議決された予算によって行う。

第35条 本会の決算は会計監査を経て総会で承認を受ける。

第36条 予算の流用および予備費の使途については、役員会の承認を得るものとする。

第37条 会計の帳簿は会員の要請があればいつでも公開する。

第38条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第13章 会費

第39条 会費は、1世帯あたり50ドルとし、年間1回徴収する。

別途贈答費代として、児童・生徒1人あたり、14ドルとし、年間1回徴収する。

## 第14章 会則改正

第40条 本会則の改正は、総会の決議を必要とする。

## 第15章 付則

第41条 P T O 慶弔規定（細則）の制定および改正は、役員会の議決を必要とする。

第42条 P T O 慶弔規定（細則）の制定および改正の結果は、全会員に報告しなければならない。

第43条 本会則は令和6年4月26日より施行する。本会則施行と同時に旧会則（令和4年4月30日より施行）は廃止する。

## ニュージャージー日本人学校 P T O 慶弔規定（細則）

第1条 ニュージャージー日本人学校 P T O 会則第15章第41条により P T O 会員の慶弔規定（細則）を次の通り定める。

### 1. 表彰規定

- ① 本校の役員退任の場合は、P T O 会長ならびに校長の連名による感謝状ならびに記念品をおくる。記念品は20ドル×在任年数相当の物とする。
- ② 会員ならびに在校生で特に功労、善行のあったと認められるものについては、三役会において協議の上、役員会の承認を得て表彰する。

### 2. 慶弔規定

- ① 会員ならびに在校生死亡の場合は、弔慰金として100ドルおくる。
- ② 会員がP T O行事に参加中に生じたけがにより入院した場合もしくは治療が1ヶ月を越える場合は、見舞金として50ドルおくる。
- ③ 在校生の病気、けがに関しては実情により、三役会で協議する。

ただし、入院が1週間を越える場合は、見舞金として50ドルおくる。

第2条 第1条の第1項ならびに第2項の規定適用にあたって特別な事情がある場合、また、同規定の定めにない場合において、三役会で協議の上、決定、変更できるものとする。

第3条 第1条ならびに第2条の規定により金品を受けた場合は、返礼はしないものとする。

第4条 この規定（細則）は、平成23年1月14日より施行する。この規定施行と同時に旧規定（平成22年4月1日より施行）は廃止する。